また、本件区間内の土地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地となっているが、起業者は、河内長野市教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域の一般国道や市道の交通渋滞の緩和や交通事故の低減及び消防・救急機能等の向上を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、４車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和46年２月８日に都市計画決定され、平成16年12月28日及び平成23年２月25日に変更決定された都市計画と、のり面及び交差点隅切り等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間周辺は、交通渋滞が発生し、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線自治体の長である河内長野市長等からなる大阪河内長野線整備促進協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大阪府河内長野市役所

○土地収用法第二十六条第一項の規定に基づき告示する事業の認定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年六月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

第１　起業者の名称　和歌山県

第２　事業の種類　一般国道480号改築工事（岩野河バイパス・和歌山県有田郡有田川町大字岩野河字谷口地内から同町大字岩野河字大半田地内まで及び同町大字岩野河字浴田地内から同町大字岩野河字土橋地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県有田郡有田川町大字岩野河字谷口、字大半田、字浴田及び字土橋地内

２　使用の部分　和歌山県有田郡有田川町大字岩野河字谷口、字大半田、字浴田及び字土橋地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県有田郡有田川町大字岩野河字谷口地内から同町大字川口字坂尻地内までの延長1,386mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道480号改築工事（岩野河バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び和歌山県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により和歌山県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道480号（以下「本路線」という。）は、大阪府和泉市内の一般国道26号との接続点を起点に、和歌山県伊都郡かつらぎ町、紀の川市、伊都郡高野町、有田郡有田川町などを経て、有田市内の一般国道42号との接続点を終点とする総延長約145kmの路線であり、大阪府の南部地域から和歌山県の高野町までを南北に、和歌山県内を同町から有田市までを東西に結ぶ主要幹線道路である。

和歌山県内における本路線は、平成16年に世界遺産へ登録された霊場高野山を経由し、伊都地域と有田地域を連絡して地域連携を図る路線である。また、本路線における伊都郡高野町から有田市の終点までの区間は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき和歌山県防災会議が策定した和歌山県地域防災計画において第２次緊急輸送道路に指定されており、災害発生時において緊急輸送活動を担う重要な路線に位置づけられている。

また、有田郡有田川町内における本路線は、二級河川有田川（以下「有田川」という。）に沿って東西方向に広がる町域において、合併前の旧金屋町と旧清水町を結ぶ唯一の幹線道路であり、沿線住民の通勤、通学を始めとする日常生活及び観光においても重要な役割を担っている道路である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、最小車道幅員が4.0mであるなど、車道幅員が5.0m未満の狭小な箇所が９箇所あり、曲線半径が50mに満たない箇所が１箇所あるなど、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規格を満足していない箇所が存在していることから、車両同士の離合が困難となっており、平成17年から平成21年の５年間で９件の交通事故が発生しているなど、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。また、現道には歩道が整備されていないことから、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしているなど、主要幹線道路としての機能が損なわれている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な２車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、車両の通過交通は主としてバイパスを利用することとなることから、現道の歩行者等の安全な通行にも寄与することとなる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。